

子育てエコホーム支援事業に関する事務事業を
実施する者に対する補助事業の公募についての質問と回答

令和5年11月30日公開

1.提案書の様式について

Q：様式に記載の説明文や注釈は、提出する提案書においては記載しなくても問題ないか。また、様式のレイアウトは変更してもよいか。

A：「子育てエコホーム支援事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業についての説明書」（以下、「説明書」）P9~11の提案書作成事項に従い、各様式に必要な内容をもれなく記載してください。

各様式につきましては、レイアウト等は変更いただいて構いませんが、提案書の各ページがどの様式に対応するのかが明確にわかるように記載してください。なお、各様式の様式名称（別紙様式1の場合「業務に対する理解度」）や項目名（別紙様式6-2の場合「（事務費を抑制するための工夫）」など）は記載してください。その際、説明文、注釈は削除していただいて構いません。

2.補助事業者の登録について

Q：補助事業者の登録に必要な「商業法人登記の写し」について、こどもエコすまい支援事業で受領した内容はデータ化されているか？また、こどもエコすまい支援事業の事務事業者からデータを引き継ぐという理解でよいか？

A：補助事業者から提出された法人登記の写しのPDFがございます。そのPDFデータは、子育てエコホーム支援事業の事務事業者へ引継ぐ予定となっております。

Q：こどもエコすまい支援事業から補助事業者の情報を引き継ぐことを想定していると思うが、現状の補助事業者の登録総数はどれほどか？

A：現時点の補助事業者の登録総数は約6万です。

3.こどもエコすまい支援事業の審査・完了報告等について

Q：こどもエコすまい支援事業における審査・完了報告等は別事業のため、本事業の事務事業者は引き継ぐ必要はないか？

A：こどもエコすまい支援事業に関する審査・完了報告等は引き継ぐ必要はございません。

4.事務費について

Q：本事業の予算は「説明書」P11の「6事務費」に記載の通り、令和6年12月末日に申請受付を終了するという仮定の上で積算内訳を算出するにあたり、令和7年以降も継続する業務（完了報告等）に必要となる事務費（審査体制や問い合わせ窓口の事務局の維持等）については、本年度予算の繰り越しを想定しているのか。または次年度以降別途予算を追加することを想定しているのか？

A：今回の公募における提案書に記述する事務費については、子育てエコホーム支援事業に要する費用（事務費を除く）と令和8年度までに必要となる事務費の合計額が、令和5年度補正予算案の2,100億円の範囲内となるようにご提案ください。
なお、令和5年度補正予算の他に必要となる事務費の具体的な措置方法につきましては、今後決めることとなりますので、現時点ではご回答できません。

5.国土交通省から事務事業者への支払いについて

Q：令和5年度から令和8年度の事業期間内において、単年度ごとに実績報告を行い、実績報告に基づいた確定検査が行われ、支払いがされるのか？

A：補助金の交付の決定に係る国の会計年度の終了時（又は補助事業が完了した時）に、事務事業者は国土交通省に実績報告書を提出します。国土交通省ではその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後に支払いを行います。
ただし、必要があると認められる経費については、四半期ごと又は月ごとに支払うことも可能です。その場合には、事務事業者は必要となる事業費の内訳を示した請求書等を提出し、国土交通省がその内容を審査した上で、その都度、必要な額を支払います。

6.事業者登録、建材登録システムについて

Q：こどもエコすまい支援事業で蓄積されている補助事業者の登録データ、建材データのシステムについて、登録データだけでなく、現在稼働しているシステムそのものを新たに採択される事務事業者が引き継ぐという理解でよろしいか？
また、そのシステムを使用し、1月中旬に予定されている事業者登録を開始する想定でよろしいか？システムのインフラ（サーバー等）も引継ぎ、本事業の運用費用で見込む形でよろしいか？

A：事業者登録データ、建材データは引き継ぎますが、システムやインフラ（サーバー等）は事業ごとに新設していただくことを想定しています。
事務事業者の採択後、事業者登録データ、建材データを引き継ぐ際に、現在稼働しているシステムを引き続き使用できるかについて、こどもエコすまい支援事業の事務事業者と調整していただくこととなります。